

31水管第201号
平成31年4月24日

水産政策審議会
会 長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第314号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成30年12月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画新旧対照表

別紙

, 改正後	改正前																																																
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p>平成30年12月12日公表 平成31年3月11日一部改正 令和元年●月●日一部改正</p>	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p>平成30年12月12日公表 平成31年3月11日一部改正</p>																																																
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さんま</td> <td>平成30年7月～平成31年6月</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>すけとうだら</td> <td>平成30年4月～平成31年3月</td> <td>252,300</td> </tr> <tr> <td>まあじ</td> <td>平成30年1月～12月</td> <td>217,200</td> </tr> <tr> <td>まいわし</td> <td>平成30年1月～12月</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>まさば及びごまさば</td> <td>平成30年7月～平成31年6月</td> <td>812,000</td> </tr> <tr> <td>するめいか</td> <td>平成30年4月～平成31年3月</td> <td>97,000</td> </tr> <tr> <td>ずわいがに</td> <td>平成30年7月～平成31年6月</td> <td style="color: red;">5,290</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。</p>	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300	まあじ	平成30年1月～12月	217,200	まいわし	平成30年1月～12月	800,000	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,290	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さんま</td> <td>平成30年7月～平成31年6月</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>すけとうだら</td> <td>平成30年4月～平成31年3月</td> <td>252,300</td> </tr> <tr> <td>まあじ</td> <td>平成30年1月～12月</td> <td>217,200</td> </tr> <tr> <td>まいわし</td> <td>平成30年1月～12月</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>まさば及びごまさば</td> <td>平成30年7月～平成31年6月</td> <td>812,000</td> </tr> <tr> <td>するめいか</td> <td>平成30年4月～平成31年3月</td> <td>97,000</td> </tr> <tr> <td>ずわいがに</td> <td>平成30年7月～平成31年6月</td> <td style="color: red;">5,026</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。</p>	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300	まあじ	平成30年1月～12月	217,200	まいわし	平成30年1月～12月	800,000	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,026
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																															
さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000																																															
すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300																																															
まあじ	平成30年1月～12月	217,200																																															
まいわし	平成30年1月～12月	800,000																																															
まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000																																															
するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000																																															
ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,290																																															
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																															
さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000																																															
すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300																																															
まあじ	平成30年1月～12月	217,200																																															
まいわし	平成30年1月～12月	800,000																																															
まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000																																															
するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000																																															
ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,026																																															

(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」という。)については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。

- ・まあじ：43,400 トン
- ・まいわし：160,000 トン
- ・まさば及びごまさば：81,200 トン
- ・ずわいがに：267 トン (A海域：224 トン、B海域：43 トン)

4～6 (略)

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	462,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,688</u>

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は

(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」という。)については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。

- ・まあじ：43,400 トン
- ・まいわし：160,000 トン
- ・まさば及びごまさば：81,200 トン
- ・ずわいがに：267 トン (A海域：224 トン、B海域：43 トン)

4～6 (略)

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	462,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,424</u>

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第1条第1項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

(注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注3) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の1の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

2 (略)

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 北日本海の海域	3,200
		(2) オホーツク海の海域	52,900
		(3) 北太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	(1) A海域	2,348
		(2) B海域	43
		(3) D海域	<u>1,139</u>

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第1条第1項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

(注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注3) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の1の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

2 (略)

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 北日本海の海域	3,200
		(2) オホーツク海の海域	52,900
		(3) 北太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	(1) A海域	2,348
		(2) B海域	43
		(3) D海域	<u>875</u>

(注1) 北日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。北太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

(注2) A海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第1号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第2号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第4号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第5号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

(注3) 採捕の動向等に応じて、操業区域別に定める数量について追加が必要と認められる場合には、操業区域別の数量は、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

2 (略)

第6～第12 (略)

(注1) 北日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。北太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

(注2) A海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第1号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第2号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第4号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第5号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

(注3) 採捕の動向等に応じて、操業区域別に定める数量について追加が必要と認められる場合には、操業区域別の数量は、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

2 (略)

第6～第12 (略)